

第 13 号議案

国立市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 26 日

提出者 国立市長 佐藤 一 夫

(説明) 介護保険法等の一部改正に伴い、介護サービスの名称及び利用定員等を変更するため、条例の一部を改正するものである。

国立市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

国立市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年3月国立市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第8条の2第14項」を「第8条の2第12項」に改める。

第8条第5項中「第62条」を「第62条第1項」に、「第63条第2項」を「第62条第2項」に、「前4項」を「第1項から第4項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第10条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に、「指定地域密着型介護老人福祉施設」を「指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設」に改める。

第19条及び第20条中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

第38条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第8条第5項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第46条第1項ただし書中「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に、「含む。）」を「含む。）」若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号二に規定する第一号介護予防支援事業を除く。）」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」を「指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス事業条例第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」に改める。

第48条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（）」を「15人（登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて次の表に定める利用定員、）」に改め、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第50条中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

第66条中「及び第32条から第39条まで」を「、第32条から第37条まで、第38条（第4項を除く。）及び第39条」に改める。

第67条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第71条中「第8条の2第17項」を「第8条の2第15項」に改める。

第75条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第87条中「第37条から第39条まで」を「第37条、第38条（第4項を除く。）、第39条」に改める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。